

愛媛県報

発行愛 媛 県

平成27年7月10日金曜日 第2688号

	♦ 目	从	\Diamond				
	規	則					
災害救助法施行細則の一部を改正する規則						(保健福祉	祉課) 69
	告	示					
知事指定薬物の指定の失効						(茶&衛	生鯉) 60
漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生						-	-
漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅						-	-
都市計画事業の認可						•	,
土地改良区役員の就退任の届出(2件)						(· ·	
建設業者の許可の取消し							
開発行為に関する工事の完了							
土地改良事業の計画の変更の認可							
直路の区域変更(県道御内下畑地線)							
道路の供用開始() 69
直路の区域変更(県道宿毛城辺線)					`		,
当路の区域変更(県道鳥井喜木津線)							
医師の指定					(
指定医師の所在地の変更							
指定医師の辞退の届出					`		,
客札者等の告示					•		,
						言ぶ个の女に	1111/1/ 02
	人事委員						
平成27年度愛媛県職員採用候補者(初級及び資格免許職)討						、事委員会事	務局) 69
平成27年度身体障害者を対象とした愛媛県職員採用候補者(初級)試験公台	냨			(") 69
平成27年度愛媛県少年補導職員採用候補者試験公告					(") 70
平成27年度愛媛県警察官(男性)(高校卒程度)採用候補者	試験公告				(") 70
平成27年度愛媛県警察官(女性)(高校卒程度)採用候補者	試験公告				(") 70
	公営企	業告示					
落札者等の告示					(公営企	業管理局総	務課) 71
	正	誤					
平成27年 4 月 1 日付け第2659号外 2 愛媛県公営企業管理規程	第3号(愛媛』	見 公営企		呈等の一部を改正す?	5管理規程)中		
						:業管理局総	務課) 71

規 則

○愛媛県規則第35号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年7月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和35年愛媛県規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
別表1 (第3条関係)	別表 1 (第 3 条関係)				

救助の程度・方法及び期間

- 1 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (1) 避難所

ア・イ 省略

ウ 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。

基本額

避難所設置費 1人1日当たり320円

加算額 省略

- 工 省略
- (2) 応急仮設住宅

ア 省略

イ 応急仮設住宅の 1 戸当たりの規模は、29.7平方メートルを 基準とし、その設置のため支出できる費用は、2.621,000円 以内とする。

ウ~キ 省略

- 2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (1) 炊出しその他による食品の給与

ア・イ 省略

- ウ 炊出しその他による食品の給与を実施するため支出できる 費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり 1,080円以内とする。
- 工 省略
- (2) 省略
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

ア・イ 省略

- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当り次の額の範囲内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもって決定する。
 - (ア) 住家の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯

							6 人以 上 1 人
季	#0 88	1人	2 人	3 人	4 人	5 人	増すご
別	期間	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	とに加
							算する
							額
	4 月	円	円	円	円	円	円
夏	から						
季	9月	<u>18 ,300</u>	23 ,500	<u>34 ,600</u>	<u>41 ,500</u>	52 ,600	<u>7 ,700</u>
	まで						
	10月						
4	から						
冬季	翌年	30 ,200	39 ,200	54 ,600	63 ,800	80 ,300	11 ,000
子	3 月						
	まで						

救助の程度・方法及び期間

- 1 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (1) 澼難所

ア・イ 省略

ウ 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持 及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使 用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費並 びに仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。ただ し、高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつ て、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに 供与する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために 必要な当該地域における通常の実費を加算することができ る。

基本額

避難所設置費 1人1日当たり310円

加算額 省略

- T 省略
- (2) 応急仮設住宅

ア 省略

イ 応急仮設住宅の 1 戸当たりの規模は、29 .7平方メートルを 基準とし、その設置のため支出できる費用は、2 ,530 ,000円 以内とする。

ウ~キ 省略

- 2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - (1) 炊出しその他による食品の給与

ア・イ 省略

ウ 炊出しその他による食品の給与を実施するため支出できる 費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり 1,040円以内とする。

工 省略

- (2) 省略
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

ア・イ 省略

- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当り次の額の範囲内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもって決定する。
 - ⑦ 住家の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯

							6人以
							上1人
季	11 0 88	1人	2 人	3 人	4 人	5 人	増すご
別	期間	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	とに加
							算する
							額
	4月	円	円	円	円	円	円
夏	から						
季	9月	<u>17 ,800</u>	<u>22 ,900</u>	33 ,700	40 ,400	<u>51 ,200</u>	<u>7 ,500</u>
	まで						
	10月						
4	から						
冬季	翌年	<u>29 ,400</u>	<u>38 ,100</u>	53 ,100	<u>62 ,100</u>	<u>78 ,100</u>	<u>10 ,700</u>
子	3 月						
	まで						

(イ) 住家の半焼、半壊又は床上浸水(土砂のたい積等により 一時的に居住することができない状態となつたものを含む。)により被害を受けた世帯

季別	期間	1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4人世帯	5 人世帯	6 上増と算なる
							額
	4 月	円	円	円	円	円	円
夏	から						
季	9月	<u>6 ,000</u>	8 ,000	12 ,000	<u>14 ,600</u>	<u>18 ,500</u>	2 ,600
	まで						
	10月						
4	から						
冬季	翌年	9 ,700	12 ,600	<u>17 ,900</u>	21 ,200	26 ,800	<u>3 ,500</u>
	3 月						
	まで						

- 工 省略
- 4・5 省略
- 6 被災した住宅の応急修理
 - ア 省略
 - イ 住宅の応急修理の規模は、居室、炊事場及び便所等日常生活 に欠くことのできない部分とし、その修理のため支出できる費 用は、1戸当たり567,000円以内とする。
- ウ・エ 省略
- 7 省略
- 8 学用品の給与
 - ア・イ 省略
 - ウ 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。
 - (ア) 省略
 - (イ) 文房具及び通学用品費

小学校児童 1人当たり 4,200円

中学校生徒 1人当たり <u>4,500円</u>

高等学校等生徒 1人当たり 4,900円

- 工 省略
- 9 埋葬
 - ア・イ 省略
 - ウ 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人<u>208,700円</u>以 内、小人<u>167,000円</u>以内とする。
 - 工 省略
- 10 死体の捜索及び処理
 - (1) 省略
 - (2) 死体の処理

ア~ウ 省略

- エ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによるものとする。
 - (ア) 省略
 - (4) 死体の一時保存のための費用は、死体を収容するために 既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通 常の実費の額とし、既存建物を利用できない場合は、1体

(4) 住家の半焼、半壊又は床上浸水(土砂のたい積等により 一時的に居住することができない状態となつたものを含 む。)により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 上増と算額
夏	4月 から	円	円	円	円	円	円
季	9月 まで	5 ,800	<u>7 ,800</u>	11 ,700	14 ,200	18 ,000	2 ,500
冬季	10月 から 翌年 3月 まで	9 ,400	12 ,300	<u>17 ,400</u>	20 ,600	<u>26</u> ,100	<u>3 ,400</u>

- 工 省略
- 4・5 省略
- 6 被災した住宅の応急修理
 - ア 省略
- イ 住宅の応急修理の規模は、居室、炊事場及び便所等日常生活 に欠くことのできない部分とし、その修理のため支出できる費 用は、1戸当たり547,000円以内とする。
 - ウ・エ 省略
- 7 省略
- 8 学用品の給与
- ア・イ 省略
- ウ 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。
 - (ア) 省略
- (イ) 文房具及び通学用品費

小学校児童 1人当たり <u>4,100円</u>

中学校生徒 1人当たり 4,400円

高等学校等生徒 1人当たり 4_800円

- 工 省略
- 9 埋葬
 - ア・イ 省略
 - ウ 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人<u>206,000円</u>以内、小人<u>164,800円</u>以内とする。
 - 工 省略
- 10 死体の捜索及び処理
- (1) 省略
- (2) 死体の処理

ア~ウ 省略

- エ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによるものとする。
 - (ア) 省略
- (イ) 死体の一時保存のための費用は、死体を収容するために 既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通 常の実費の額とし、既存建物を利用できない場合は、1体

当たり5,300円以内の額とする。ただし、死体の一時保存 にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地 域における通常の実費を加算できる。

(ウ) 省略

オ 省略

11 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日 │ 11 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日 常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」とい う。)の除去

ア 省略

イ 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップそ の他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送 費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり134,300円以内と する。

ウ 省略

12 省略

別表2(第11条関係)

実費弁償

- 1 令第4条第1号から第4号までに規定する者
 - - ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり22,600円以内

 - ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり 16.100円以内
 - 工 省略
 - オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり16,100円以内
 - カ 大工 1人1日当たり19,200円以内
 - キ 左官 1人1日当たり19,200円以内
 - ク とび職 1人1日当たり<u>19,000円</u>以内
- (2) (3) 省略
- 2 省略

当たり5,200円以内の額とする。ただし、死体の一時保存 にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地 域における通常の実費を加算できる。

(ウ) 省略

才 省略

常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」とい う。)の除去

ア 省略

- イ 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップそ の他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送 費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり133,900円以内と する。
- ウ 省略
- 12 省略

別表2(第11条関係)

- 1 令第4条第1号から第4号までに規定する者

 - ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり22,300円以内
 - イ 省略
 - ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり 16,200円以内
 - 工 省略
 - オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり16,200円以内
 - カ 大工 1人1日当たり18,400円以内
 - キ 左官 1人1日当たり18,300円以内
 - ク とび職 1人1日当たり<u>17,300円</u>以内
- (2) (3) 省略
- 2 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

告 汞

○愛媛県告示第888号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年愛媛県条例第53 号)第12条第1項の規定により、次のとおり同条例第11条第1項の 規定による指定が効力を失った。

平成.27年7月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定が失効する知事指定薬物の名称
- (1) 2 [(4 クロロ 2,5 ジメトキシフェネチルアミノ) メチル]フェノール及びその塩類
- (2) 前号に掲げる物を含有する物
- 2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安 全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物に至 ったため。

3 失効の日

平成27年7月4日

○愛媛県告示第889号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の 規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112 条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の 2 第 3 項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号) 第26条の3の規定により告示する。

平成27年7月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

(東予地方局産業経済部管内)

吉井加入区

(中予地方局産業経済部管内)

高浜加入区

○愛媛県告示第890号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第

1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生(平成23年7月愛媛県告示第889号)による保険に付すべき義務は、平成27年7月9日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第26条の3の規定により告示する。

平成27年7月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

(東予地方局産業経済部管内)

吉井加入区

(中予地方局産業経済部管内)

高浜加入区

○愛媛県告示第891号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定に基づき、次のように都市計画事業を認可した。

平成27年7月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 施行者の名称

松山市

2 都市計画事業の種類及び名称 松山広域都市計画道路事業

3・5・44号 本町宝塔寺線

3 事業施行期間

平成27年7月10日から

平成33年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

愛媛県松山市愛光町及び辻町地内

(2) 使用の部分

愛媛県松山市愛光町及び辻町地内

○愛媛県告示第892号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、松山市保免土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成27年7月10日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏	名	住	所
監事	田村	正武	松山市保免上二丁目 7 番35号	

退任

役員の種類	氏	名	住	所
監事	竹田	誉	松山市保免上一丁目	4番8号

○愛媛県告示第893号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、松山市保免土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成27年7月10日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

退任

役員の種類	氏 名		住	所
理事	武市和	泊 清	松山市保免中一丁目 2 番1	2号

○愛媛県告示第894号

建設業法 (昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。 平成27年7月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許 可 年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因 となった事実
(般 - 23)第16858号	平成23年 6月1日	ヤマモト建設	山本 清	松山市古川南 2 - 5 - 18	平成27年 6 月10日	建築工事業大工工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 25)第17218号	平成25年 9月17日	広島総合建設㈱	掛水 福茂	松山市三町 2 - 13 - 26	平成27年 6 月10日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 27)第6414号	平成27年 7月4日	(有)相原建設	相原 友行	松山市南久米町214 - 1	平成27年 6 月19日	左官工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 23)第16866号	平成23年 6月22日	㈱建房	吉澤 美圭	松山市道後町 2 - 12 - 1	平成27年 6 月23日	建築工事業、大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・プロック 工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止
(般 - 22)第8802号	平成22年 6 月29日	東矢工業(株)	東矢 勝代	伊予郡松前町大字北川原 1643 - 2	平成27年 6 月24日	土木工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第895号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成27年7月10日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
27中局建(開)第14号 平成27年 6 月30日	伊予郡松前町大字西古泉字寿486番 1	松山市南吉田町511番地9 河本年司

○愛媛県告示第896号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、 大洲市土地改良区から認可申請のあった土地改良事業(維持管理)

の計画の変更を平成27年7月3日認可した。 平成27年7月10日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

○愛媛県告示第897号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成27年7月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

	道路の種類	路線名	区	間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
	県 道	知由于/m+44	宇和島市津島町下畑地乙185番 2 から	旧	メートル 3.0~ 6.7	キロメートル 0.186		
		御内下畑地線	同町下畑地乙192番 3 まで			8 0~28 2	0 .177	

○愛媛県告示第898号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年7月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供	用開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県道	御内下畑地線	宇和島市津島町下加田で192番		5				平成27年 7 月10日

○愛媛県告示第899号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年7月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路	の種類	路線名	区	間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県	道	宿毛城辺線	南宇和郡愛南町岩水1459番 1 から		旧	メートル 24.1~27.9	キロメートル 0.048	
朱	坦	但七城起詠	同町岩水1450番1まで		新	27 9~31 5	0 .048	

○愛媛県告示第900号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成27年7月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
		西宇和郡伊方町亀浦568 - 2から 同町亀浦194 - 1地先まで	旧	メートル 3 5~15 3	キロメートル 0 565	
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町亀浦568 - 2から 同町亀浦194 - 1地先まで ア・バ	新	3 5 ~ 44 5	0 565	
		及び 西宇和郡伊方町亀浦178 - 1地先から 同町亀浦194 - 1地先まで	初	12 2~44 5	0 .151	

○愛媛県告示第901号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。 平成27年7月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
音声、言語機能障害、肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害・肝臓機能障害	内 科	i クリニック内科・ 呼吸器内科	居倉美穂	今治市郷新屋敷町3丁目1番39号	平成 27年7月1日
視覚障害(神経障害による視力 喪失者の診療に限る)・聴覚障 害(神経障害による聴力喪失者 の診療に限る)・音声、 言語・そしゃく機能障害、肢体 不自由	神経内科	国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院	大八木 保 政	東温市志津川	平成 27年7月1日

○愛媛県告示第902号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。 平成27年7月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

	旧 所	在 地	新 所	在 地	変更
医師氏名	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	年月日
居倉博彦	医療法人順天会放射線第一病 院	今治市北日吉町 1 丁目10番50 号	i クリニック内科・呼吸器内 科	今治市郷新屋敷町 3 丁目 1 番 39号	平成27年 6月1日

○愛媛県告示第903号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。 平成27年7月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

i	診断した	:身体障	害の種類	類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医	師	氏	名	同左所在地	届出年月日
ぼう	ぼうこう又は直腸機能障害		障害	消化器外科	国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院	児	島		洋	東温市志津川	平成 27年 6 月 2 日	
肢	体	不	自	由	脳神経外科	国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院	井	上	明	宏	東温市志津川	平成 27年 6 月 8 日

○愛媛県告示第904号

次のとおり落札者を決定した。 平成27年7月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続	入札公告日
ヘリコプター12ヵ月定期点検整備	愛媛県警察本部警 務部会計課 愛媛県松山市南堀 端町2番地2	平成27年 6 月10日	中日本航空株式会社 愛知県西春日井郡豊山 町大字豊場字殿釜2番 地	36 ,180 ,000円	一般競争入札	平成27年 4 月24日

人事委員会公告

○愛媛県人事委員会公告第5号

平成27年度愛媛県職員採用候補者(初級及び資格免許職)試験公告

平成27年7月10日

愛媛県人事委員会

〒 790 - 8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県庁内 電話 (089) 912 - 2826 愛媛県職員採用情報ホームページ http://www.pref.ehime.jp/employment/

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。

なお、申込み後の試験区分の変更はできません。

また、同一日に試験を実施する他の愛媛県職員採用候補者試験と重複して申し込むことはできません。

(1) 初級

試	験	X	分	採用予定人員	職	務	内	容
_	般	事	務	15人程度	知事部局、教育委員会事務局等 務し、一般事務に従事します。	手の本庁若し	くは地方機関、	県立学校又は公立小・中学校に勤
警	察	事	務	5 人程度	警察本部又は警察署に勤務し、	警察事務に	従事します。	

(2) 資格免許職

試	験	X	分	採用予定人員	職	務	内	容	
短卒 期 大程 学度	臨床	検 査	技 師	4 人程度	知事部局又は公営企業管理 環境に関する試験研究等の業		機関に勤務し、検付	体検査、生理機能検査、	衛生・

2 受験資格

(1) 日本の国籍を有する者

ただし、資格免許職については、日本の国籍を有しない者であっても、次のいずれかに該当する者は受験することができます。

- ア 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に定められている永住者
- イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定められている特別永住者
- (2) 地方公務員法 (昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3) それぞれの試験について、次に該当する者

ア 初級

試	験	X	分	受 験 資 格
_	般	事	務	平成6年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者(学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除
警	察	事	務	く。)又はこれと同等と人事委員会が認めるもの(以下「大学等」という。)を卒業した者及び平成28年3月末日までに大学 等を卒業する見込みの者は、除く。)

イ 資格免許職

試	験	X	分	受 験 資 格
臨床検査技師		- AI	(1) 昭和56年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者	
民間)	不 快	且拉	Z EII	(2) 臨床検査技師の免許を有する者又は平成28年5月末日までにこの免許を取得する見込みの者

3 試験の日時、試験会場及び合格発表

X	分	日		試	験	会	場	合	格	発	表
第 1 次 試 験	初級と資格免許職	平成27年9月27日 (日曜日) 受付時間 午前8時15時~午前9時 遅刻した場合は受験で きません。	午前 9 時15分~ 午後 0 時 午前 9 時15分~ 午後 3 時30分	. (松山市-	愛媛 −番町᠒		番地2)	第1次試験	10月 3当日に		せします。
	第2次試験	10月下旬に松山市内で実施予定で 詳細は、第1次試験合格者に通知							11月	下旬	

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、愛媛県職員採用情報ホームページ(以下「ホームページ」という。) にも掲載します。

4 試験の方法等

(1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。 なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

X	分	討	験・村	食査種	E I	配点	試 験 の 内 容
第	初級	教	養	試	験	50点	高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。(択一式50題、解 答時間2時間)
2 次	資格	教	養	試	験	50点	短期大学卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。 (択一式50題、解 答時間2時間30分)
試験	免許職	専	門	試	験	40点	試験区分に必要な専門的知識及び技能について、筆記試験を行います。(択一式40題、解答時間2時間) なお、試験の出題分野は、おおむね別表のとおりです。
ĝ	É	П	述	試	験	300点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。
2	育 2 欠式 黄	作	文	試	験	60点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。 (課題1題、解答時間1時間)
E	検	適	性	検	查	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

- (2) 第1次試験合格者は、初級については教養試験の得点、資格免許職については教養試験と専門試験の合計得点の高い順に決定します。 ただし、各試験のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。なお、その際、初級については、第1次試験の得点を90点満点に換算します。また、第2次試験の各試験種目、検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験及び専門試験の例題と前年度に出題した作文試験の課題をホームページに掲載しています。 また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

5 受験申込み

(1) 受験の申込みは、ホームページから「愛媛県採用試験受験申込システム」(以下「システム」という。)にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。

なお、受付期間は次のとおりです。

平成27年8月17日(月)午前8時30分から9月4日(金)午後5時15分まで

原則、郵送や持参による申込みは受け付けできませんが、インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合には、8月28日(金)までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください。(ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。)
- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問い合わせは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。)受け付けます。(必ず電話で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。)
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません。(受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合があるほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行

ってください。)

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験票の交付

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛に「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。9月17日(木)までに電子メールが届かない場合には、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

7 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に記載されます。

この名簿は、原則として、平成28年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。

- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者(知事、公営企業管理者、教育委員会、警察本部長等)がそれぞれ選考を行い、決定します。したがって、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。
- (3) 資格免許職については、所定の時期までに免許を取得しなかった場合は、採用されません。
- (4) 日本の国籍を有しない者については、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。

8 給与

初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

	試	験	X	分			現	行		給	料	月	額	
初		級	-	般	事	務	行ī	攻職給料表 1	級7号給	ì		144	,300円	
			警	察	事	務	_							
資格 免	許	職	臨	床 検	査	技 師	医	寮職給料表 □	〕1 級19号	·給		172	800円	

学歴や職歴などに応じて、一定の基準により加算される場合があります。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第27条第1項の規定に基づき、口頭により開示を 請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる顔写真付きの書類(学生証、運転免許証 等)を持参のうえ、午前8時30分(合格発表当日のみ、午後1時)から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越し ください。(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。)

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

開示請求できる人	開	示	内	容	開示期間	開	示場	所
第 1 次試験不合格者	第1次試験の試験種目別得 験種目がある者については				第1次試験 合格発表の日 から1月間	愛媛』	₹人事委	員会
第 2 次試験受験者	第1次試験の試験種目別得 総合得点及び総合順位(た 査種目がある者についてに	:だし、第2次記	試験で一定の基準に	達しない試験種目又に		事	務	局

別表(4関係)

専門 試験 (資格免許職)の 出題 分野

試験区分	Щ	題	分	野
臨床検査技師	公衆衛生学、臨床検査総論(情報科学を 免疫・血清学、微生物学(医動物学を含		学(解剖・組織学を含む)、	臨床化学(生化学を含む)、血液学、

○愛媛県人事委員会公告第6号

平成27年度身体障害者を対象とした愛媛県職員採用候補者(初級)試験公告

平成27年7月10日

愛媛県人事委員会

「〒 790 - 8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県庁内 電話 (089) 912 - 2826 愛媛県職員採用情報ホームページ http://www.pref.ehime.jp/employment/)

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。

なお、申込み後の試験区分の変更はできません。

また、同一日に試験を実施する他の愛媛県職員採用候補者試験と重複して申し込むことはできません。

試	験	X	分	採用予定人員	職 務 内 容
_	般	事	務	若干名	知事部局、教育委員会事務局等の本庁若しくは地方機関、県立学校又は公立小・中学校に勤 務し、一般事務に従事します。
警	察	事	務	若干名	警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事します。

2 受験資格

- (1) 昭和56年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者
- (2) 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までの者
- (3) 自力により通勤(家族等による送迎を含む。)が可能で、かつ、介護者なしに職務の遂行が可能な者
- (4) 活字印刷文による出題に対応できる者
- (5) 日本の国籍を有する者
- (6) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない者

3 試験の日時、試験会場及び合格発表

区分	日時	試	験	会	場	合	格	発	表
第1次試験	平成27年9月27日(日曜日) 午前9時15分から午後0時まで 受付時間 午前8時15分~午前9時 遅刻した場合は受験できません。	(松山市		県庁 四丁目 4	4番地2)	第 1 次試場		中旬 お知ら ⁻	せします。
第2次試験	10月下旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。						11月	下旬	

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、愛媛県職員採用情報ホームページ(以下「ホームページ」という。) にも掲載します。

4 試験の方法等

(1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。 なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

区分	討	験・植	食査種	目	配点	試 験 の 内 容
第1次 試 験	教	教 養 試 験			40点	高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。(択一式40題、解答時間2時間)
	П	述	試	験	300点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。
第2次	作 文 試 験		60点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。(課題1題、解答時間1時間)		
HAN 19X	適	性	検	查	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

- (2) 第1次試験合格者は、教養試験の得点の高い順に決定します。ただし、一定の基準に達しない場合には、得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。なお、その際、第1次試験の得点を90点満点に換算します。また、第2次試験の各試験種目、検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 第2次試験では、身体障害者手帳の持参が必要です。
- (5) 教養試験の例題と前年度に出題した作文試験の課題をホームページに掲載しています。

また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

5 受験申込み

(1) 受験の申込みは、ホームページから「愛媛県採用試験受験申込システム」(以下「システム」という。)にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。

なお、受付期間は次のとおりです。

平成27年8月17日(月)午前8時30分から9月4日(金)午後5時15分まで

障害の状況等により、インターネットにより申し込むことができない事情がある場合には、8月28日(金)までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください。(ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。)
- (3) 申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問い合わせは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。)受け付けます。(必ず電話で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。)
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません。(受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合があるほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。)

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験票の交付

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛に「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。9月17日(木)までに電子メールが届かない場合には、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

7 受験時の配慮について

第1次試験は、拡大文字による受験が可能です。拡大文字による受験を希望する場合、試験当日に車椅子やルーペなどの補助具等の使用を希望する場合、駐車場利用など受験にあたって希望する事項がある場合は、必ず受験申込の「受験にあたっての要望事項」欄に入力してください。

なお、使用する補助具等は、各自で用意のうえ試験当日に持参してください。

試験問題は、通常文字はB5判11ポイント程度、拡大文字はA4判14ポイント程度です。

8 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に記載されます。
 - この名簿は、原則として、平成28年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。
- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者(知事、教育委員会、警察本部長等)がそれぞれ選考を行い、決定します。したがって、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。

9 給与

初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

試	験	X	分	現	行	給	料	月	額
_	般	事	務		√二π4円±4△	料表1級7号給	144 ,300円		
警	察	事	務		1 J 瓜又帕以东西	科衣 級 / 亏給	144 ,500		

学歴や職歴などに応じて、一定の基準により加算される場合があります。

10 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第27条第1項の規定に基づき、口頭により開示を 請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる顔写真付きの書類(学生証、運転免許証 等)を持参のうえ、午前8時30分(合格発表当日のみ、午後1時)から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越し ください。(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。)

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

開示請求できる人	開	示	内	容	開示期間	開	示場	所
第 1 次試験不合格者	第 1 次試験の得点及び順位	(ただし、一気	Eの基準に達しない	場合は、その旨)	第1次試験 合格発表の日 から1月間	愛媛」	県人事委	会
第 2 次試験受験者	第1次試験の得点及び順位 位(ただし、第2次試験で いては、総合順位に代えて	一定の基準に選	を しない試験種目又			事	務	局

○愛媛県人事委員会公告第7号

平成27年度愛媛県少年補導職員採用候補者試験公告

平成27年7月10日

愛媛県人事委員会

〒 790 - 8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県庁内 電話 (089) 912 - 2826 愛媛県職員採用情報ホームページ http://www.pref.ehime.jp/employment/

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試 験 区 分	採用予定人員	職	務	内	容
少年補導職員	1 人程度	警察本部又は警察署に勤務し、	少年補導、低	呆護活動、支援活動、	広報活動等の業務に従事します。

2 受験資格

- (1) 次のいずれかに該当する者
 - ア 昭和55年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者
 - イ 平成6年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)若しくはこれと同等 と人事委員会が認めるもの(以下「大学等」という。)を卒業した者又は大学等を平成28年3月末日までに卒業する見込みの者
- (2) 日本の国籍を有する者
- (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない者
- (4) 次のいずれかに該当する者
 - ア 教員免許を有する者又は平成28年3月末日までにこの免許を取得する見込みの者
 - イ 学校教育法による大学 (短期大学を含む。) 又はこれと同等と人事委員会が認めるものにおいて、児童心理学、発達心理学、教育 心理学、青年心理学その他の心理学を修学した者又はこれらを平成28年3月末日までに修学する見込みの者

3 試験の日時、試験会場及び合格発表

区	分	日	時	試	験	会	場	合	格	発	表
第 1 次 i	試 験			(松山市		県庁 四丁目 4	番地2)	第1次訂	10月 試験当日に	中旬 お知らせ	します。
第 2 次 i	試 験	10月下旬に松山市F 詳細は、第 1 次試駅	内で実施予定です。 6合格者に通知します。						11月	下旬	

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、愛媛県職員採用情報ホームページ(以下「ホームページ」という。) にも掲載します。

4 試験の方法等

(1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。 なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試 験 の 内 容
第1次試験	教 養 試 験	50点	大学卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。(択一式50題、解答時間 2 時間30分)

第	П	述	試	験	168点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。
72 次試験	作	文	試	験	32点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。(課題1題、解答時間1時間)
験	適	性	検	查	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

- (2) 第1次試験合格者は、教養試験の得点の高い順に決定します。ただし、一定の基準に達しない場合には、得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験種目、 検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験の例題と過去に出題した作文試験の課題を、ホームページに掲載しています。 また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

5 受験申込み

(1) 受験の申込みは、ホームページから「愛媛県採用試験受験申込システム」(以下「システム」という。)にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。

なお、受付期間は次のとおりです。

平成27年8月17日(月)午前8時30分から9月4日(金)午後5時15分まで

原則、郵送や持参による申込みは受け付けできませんが、インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合には、8月28日(金)までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください。(ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。)
- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問い合わせは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。)受け付けます。(必ず電話で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。)
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません。(受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合があるほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。)

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験票の交付

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛に「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。9月17日(木)までに電子メールが届かない場合には、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県少年補導職員採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に記載されます。
 - この名簿は、原則として、平成28年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、この名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。
- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者(警察本部長)が選考を行い、決定します。したがって、**名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません**。
- (3) 採用者は、愛媛県警察本部において、少年補導職員として必要な教養を受け、警察本部又は警察署に配置されます。

8 給与

初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として、行政職給料表 1 級27号給(現行給料 月額177,600円)が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支 給されます。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第27条第1項の規定に基づき、口頭により開示を 請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる顔写真付きの書類(学生証、運転免許証 等)を持参のうえ、午前8時30分(合格発表当日のみ、午後1時)から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越し ください。(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。) なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

開示請求できる人	開	示	内	容	開示期間	開	示場	所
第1次試験不合格者	第 1 次試験の得点及び順位	第1次試験 合格発表の日 から1月間	愛媛!	県人事委	員会			
第 2 次試験受験者	第1次試験の得点及び順位 位(ただし、第2次試験で いては、総合順位に代えて	一定の基準に達	しない試験種目又			事	務	局

○愛媛県人事委員会公告第8号

平成27年度愛媛県警察官(男性)(高校卒程度)採用候補者試験公告

平成.27年7月10日

愛媛県人事委員会 愛媛県警察本部

愛媛県警察官(男性)(高校卒程度)採用候補者試験を次のとおり行います。

なお、この試験を受けることにより、警視庁(東京都)、神奈川県、大阪府又は兵庫県の警察官になるみちがあります。

第1次試験日 平成27年10月17日(日)、10月18日(日)

受付期間 8月17日(月)午前8時30分~9月4日(金)午後5時15分

試 験 会 場 松山工業高等学校

《平成27年度の変更点》

- ○体力試験を第1次試験で実施します。
- ○松山会場のみで実施します。
- ○受験申込みはインターネットによる申込みとし、「愛媛県職員採用情報ホームページ」から受け付けます。
- 1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	都	府 県	名	採用予定人員	職	務	内	容	
	愛	媛	県	31人程度					
	警	視	庁	2 人程度	個人の生命。	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及	犯罪の予防及び捜査	被疑者の逮捕	
高校卒程度	神	奈 川	県	2 人程度	度 交通の取締りその他公安の維持に従事します。		ixxe ii •> xesiix		
	大	阪	府	5 人程度		事します。			
	兵	庫	県	2 人程度					

第2志望まで選択することができますが、**第1志望は必ず愛媛県としてください**。愛媛県の第1次試験に合格した場合、第2志望はなかったものとみなします。

また、申込み後の志望都府県の変更はできません。

2 受験資格

- (1) 日本の国籍を有する者
- (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3) 昭和60年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた男子(学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。) 又はこれと同等と愛媛県人事委員会が認めるもの(以下「大学等」という。)を卒業した者及び大学等を平成28年3月末日までに卒業する見込みの者は、除く。)

ただし、警視庁の受験資格(生年月日)は「昭和60年10月19日から平成10年4月1日まで」です。これに該当しない場合は、警視庁を第2志望とすることはできません。

また、大学等に相当するものについては、他の都府県によっては愛媛県と異なる場合がありますので、志望する都府県に直接問い合わせてください。

3 試験の方法等

(1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。 なお、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試験の内容
	教 養 試 験	50点	高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。 (択一式50題、解答時間2時間)

			職務遂行に	必要な体力につい	1て、試験を行います。			
			種	目	基準			
			反復横とび		50回以上 / 20秒間			
	 体力試験	20-	握力		45kg以上(左右の平均)			
	(愛媛県のみ)	20点	上体起こし		25回以上 / 30秒間			
			腕立て伏せ		30回以上			
			20mシャトル	ラン	65回以上			
			基準に達した	こい種目が2種目	目以上ある場合、第1次試験の合計得点に	こかかわらず不合	合格となります。	
			柔道、剣道な 請について」を		- ツの資格等について、基準を満たしてに	1る場合は加点し	ンます。 (詳細は、別表「加点の申	
第 1			項目					
次試験	スポーツ加点	5点	柔 道 2 段以上 (講道館認定の段位に限る。)					
海央	(愛媛県のみ)	. J.M.	剣 道 2段以上(全日本剣道連盟認定の段位に限る。)					
			スポーツ歴	全国規模で行われるスポーツ大会(中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。)で、日本選スポーツ歴 手権、国民体育大会、大学選手権、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会又はこれらに準ずる大会への選手としての出場経験				
			職務遂行に	必要な身体を有る	するかどうかについて、検査を行います。			
			項目		基準			
	<u> </u>		視力	両眼とも、裸	眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上	であること。		
	身体検査 	-	聴力	完全であるこ	と。			
			その他	身体に障害そ	の他の異常がなく健康であること。			
			基準に達した	₿₩項目がある₺	場合、第1次試験の合計得点にかかわらす	ず不合格となりま	ます。	
	口述試験	75点	人物についる	て総合的に評定す	するため、個別面接を行います。			
第	作文試験	30点	識見、思考	力、表現力等につ	ついて、作文試験を行います。(課題1是	夏、解答時間1日	寺間)	
第2次試験	適性検査	-	職務遂行に加	必要な適性につい	1て、検査を行います。			
	身体精密検査	-	なお、弁色を		ついて、所定の身体検査書の提出により核 次の基準で検査を行います。 がないこと。	食査を行います。		

- (2) 第1次試験合格者は、第1次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第1次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第2次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県職員採用情報ホームページ(以下「ホームページ」という。)に掲載しています。

また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

(5) 第1次試験の1日目は、体力試験及び身体検査に適した服装で来てください。

教養試験以外の試験方法や基準等は愛媛県のものです。他の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

別表 加点の申請について

項目	証 明 書 類	申 請 方 法
柔道	講道館が認定した段位を証明する書類の写し	受験申込時にスポーツ加点を申請する旨を入力した上で、「スポーツ加点申請書」に証明 書類を添付して、郵送又は持参により愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。(提出
剣 道	全日本剣道連盟が認定した段位を証明する書 類の写し	期限:平成27年9月4日(金)午後5時15分(必着)) スポーツ歴の全国大会参加の証明書類として、「出身校による全国大会参加証明書(原本)」 以外の書類を提出された場合は、原本確認又は追加書類の提出を求める場合があります。 (この場合、第1次試験(1日目)当日の受付終了時までに証明書類の原本又は追加書類を
スポーツ歴	出身校による全国大会参加証明書(原本)又は次の(1)、(2)の両方が証明できる書類の写し(1) 地区予選を経た全国大会であること	提出してください。) なお、次のいずれかに該当する場合は、加点しません。 (1) 加点基準を満たさない場合(基準を満たす事実が確認できない場合を含む。)

- (2) 大会に選手として出場したこと (1)は基準で例示している全国大会の場合は
 - (2)は氏名、大会名及び開催年月が明記され たものであること
- (2) 受験申込時に、スポーツ加点を申請する旨の入力がない場合(申込み完了後の申込内 容の変更はできませんので注意してください。
- 期限までにスポーツ加点申請書及び証明書類の提出がない場合(申請書と証明書類両 (3) 方の提出が必要です。また、証明書類の原本確認又は追加書類の提出に応じられない場 合も加点しません。)

4 試験日、試験会場及び合格発表

区分	試験	日 試験・検査種目	試 験 会 場	合格 発表		
第1次試験	平成27年10月17日(土) 午前8時30分から午後5時30分までの人事委員会が指定する時間(遅刻した場合は受験できません。 平成27年10月18日(日) 午前9時から午後0時まで (受付時間:午前8時から午前8時45 遅刻した場合は受験できません。	身体検査	松山工業高等学校 (松山市真砂町1番地)	11月上旬 第1次試験当日にお知らせします。		
第2次試験	11月中旬に松山市内で実施予定です 詳細は、第1次試験合格者に通知し			12月上旬		

体力試験及び身体検査の受付時間は、受験票に記載します。(「6 受験票の交付」参照)

愛媛県の合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、ホームページ上にも掲載します。

愛媛県以外の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

5 受験申込み

(1) 受験の申込みは、ホームページから「愛媛県採用試験受験申込システム」(以下「システム」という。)にアクセスし、画面の指示 に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。

なお、受付期間は次のとおりです。

平成27年8月17日(月)午前8時30分から9月4日(金)午後5時15分まで

原則、郵送や持参による申込みは受け付けできませんが、インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合 には、8月28日(金)までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受 付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください。(ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手続 きに必要ですので、必ず控えておいてください。)
- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子 メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問い合わせは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日 を除く。)受け付けます。(必ず電話で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。)
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません。(受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等 のためシステムを停止する場合があるほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行 ってください。)

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験票の交付

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛に「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。10月9日(金)までに 電子メールが届かない場合には、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してくだ さい。
- (3) 印刷した受験票は、体力試験及び身体検査の受付時間など記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が 署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官(男性)(高校卒程度)採用候補者名簿に記載されます。 この名簿は、原則として、平成28年4月以降の採用に対するものであり、その有効期間は、この名簿に記載された日(合格通知書に 記載)から1年間です。
- (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者(警察本部長)が選考を行い、決定します。したがって、採用候補 者名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。
- (3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、10箇月間初任教養を受けた後、県内各警察署に配置さ れます。

(4) 警察官は、誰でも実力次第で昇任することができ、管区警察学校又は警察大学校に入校して、幹部としての教養を受ける機会が与えられます。

愛媛県以外の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

8 給与等

- (1) 初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として、短大卒程度で公安職給料表1級13 号給(現行給料月額181,300円)、高校卒程度で公安職給料表1級5号給(現行給料月額167,000円)が支給され、このほか該当者に対 しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
- (2) 勤務に必要な被服等が支給されます。

愛媛県以外の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第27条第1項の規定に基づき、口頭で開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる顔写真付きの書類(学生証、運転免許証等)を持参の上、午前8時30分(合格発表当日のみ、午後1時)から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください。(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。)

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

開示請求できる人	開	示	内	容	開示期間	開示場	所
第 1 次試験不合格者	第1次試験の試験種目別得点 (ただし、一定の基準に達し えて当該試験種目名又は検査	第1次試験 合格発表の日 から1月間	愛媛県人事委員会				
第 2 次試験受験者	第1次試験の試験種目別得点 合計得点及び順位 (ただし、一定の基準に達し えて当該試験種目名又は検査	第2次試験 合格発表の日 から1月間	事務	局			

愛媛県以外の都府県の試験結果の開示については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

10 問い合わせ先等

スポーツ加点申請書 提出 先 問い合わせ先	愛媛県人事委員会事務局 採用給与課 任用試験係 〒790 - 8570 松山市一番町四丁目 4番地 2 電話 089 - 912 - 2826 ホームページ http://www.pref.ehime.jp/employment/
---------------------------------------	--

愛媛県以外の	警視庁採用センター 電話 0120 - 314 - 372	神奈川県警察本部警務課採用係 電話 0120 - 03 - 4145		
都府県に関する問い合わせ先	大阪府警察官採用センター 電話 0120 - 370 - 314	兵庫県警察官採用センター 電話 0120 - 145 - 314		

والمارك المراجي والمراجي والمراجي والمراجي والمراجي والمراجي والمراجي والمراجي والمراجي والمراجي والمراجي

○愛媛県人事委員会公告第9号

平成27年度愛媛県警察官(女性)(高校卒程度)採用候補者試験公告

平成27年7月10日

愛媛県人事委員会 愛媛県警察本部

愛媛県警察官(女性)(高校卒程度)採用候補者試験を次のとおり行います。

第1次試験日 平成27年10月17日(日)、10月18日(日)

受 付 期 間 8月17日(月)午前8時30分~9月4日(金)午後5時15分

試 験 会 場 松山工業高等学校

《平成27年度の変更点》

○体力試験を第1次試験で実施します。

- ○松山会場のみで実施します。
- ○受験申込みはインターネットによる申込みとし、「愛媛県職員採用情報ホームページ」から受け付けます。
- 1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試 験 区 分	採用予定人員	職	矜	3	内	容
高校卒程度	6 人程度	個人の生命、 安の維持に従事		犯罪の予防及び捜査、	被疑者の逮捕、	交通の取締りその他公

2 受験資格

- (1) 日本の国籍を有する者
- (2) 地方公務員法 (昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3) 昭和60年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた女子(学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。) 又はこれと同等と愛媛県人事委員会が認めるもの(以下「大学等」という。)を卒業した者及び大学等を平成28年3月末日までに卒業する見込みの者は、除く。)

3 試験の方法等

(1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。 なお、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点			試 験 の	内	容			
	教 養 試 験	50点	高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。(択一式50題、解答時間2時間)							
			職務遂行に必	必要な体力につい	1て、試験を行います。		1			
			種	目	基準					
			反復横とび		40回以上 / 20秒間					
	 体力試験	20点	握力		25kg以上(左右の平均)					
	11 73 8-7 37		上体起こし		15回以上 / 30秒間					
			腕立て伏せ		15回以上					
			20mシャトル	<i>,</i> ラン	35回以上					
			基準に達した	ない種目が2種目	以上ある場合、第1次試験の合	計得点I	こかかわらず不舒	合格となります。		
第			柔道、剣道ス 請について」を		・ツの資格等について、基準を流	あたして に	ハる場合は加点し	します。(詳細は、別表「加点の申		
第 1 次試験		5点	項目			基準	Ē			
験	スポーツ加点		柔 道 2段以上(講道館認定の段位に限る。)							
	スホーツ加点		剣 道 2段以上(全日本剣道連盟認定の段位に限る。)							
			スポーツ歴	手権、国民体				を経たものに限る。)で、日本選 高等学校野球選手権大会又はこれ		
	身体検査		職務遂行に必	必要な身体を有る	るかどうかについて、検査を行	ういます。				
			項目基準							
			視力	視 力 両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。						
		-	聴 力 完全であること。							
			その他	身体に障害そ	の他の異常がなく健康であるこ	と。				
		基準に達しない項目がある場合、第1次試験の合計得点にかかわらず不合格となります。						ます。		
口 述 試 験 75点 人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。										
第	作文試験	30点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。(課題1題、解答時間1時間)							
第2次試験	適性検査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。							
	身体精密検査	-	職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。 なお、弁色力については、次の基準で検査を行います。 弁色力 職務遂行に支障がないこと。							

- (2) 第1次試験合格者は、第1次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第1次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第2次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県職員採用情報ホームページ(以下「ホームページ」という。)に掲載しています。

また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

(5) 第1次試験の1日目は、体力試験及び身体検査に適した服装で来てください。

別表 加点の申請について

項目	証 明 書 類	申 請 方 法
柔道	講道館が認定した段位を証明する書類の写し	受験申込時にスポーツ加点を申請する旨を入力した上で、「スポーツ加点申請書」に証明 書類を添付して、郵送又は持参により愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。 (提出
剣 道	全日本剣道連盟が認定した段位を証明する書 類の写し	期限:平成27年9月4日(金)午後5時15分(必着)) スポーツ歴の全国大会参加の証明書類として、「出身校による全国大会参加証明書(原本)」 以外の書類を提出された場合は、原本確認又は追加書類の提出を求める場合があります。
スポーツ歴	出身校による全国大会参加証明書(原本)又は次の(1)、(2)の両方が証明できる書類の写し(1) 地区予選を経た全国大会であること(2) 大会に選手として出場したこと(1)は基準で例示している全国大会の場合は不要(2)は氏名、大会名及び開催年月が明記されたものであること	(この場合、第1次試験(1日目)当日の受付終了時までに証明書類の原本又は追加書類を 提出してください。) なお、次のいずれかに該当する場合は、加点しません。 (1) 加点基準を満たさない場合(基準を満たす事実が確認できない場合を含む。) (2) 受験申込時に、スポーツ加点を申請する旨の入力がない場合(申込み完了後の申込内 容の変更はできませんので注意してください。) (3) 期限までにスポーツ加点申請書及び証明書類の提出がない場合(申請書と証明書類両 方の提出が必要です。また、証明書類の原本確認又は追加書類の提出に応じられない場 合も加点しません。)

4 試験日、試験会場及び合格発表

区分	試 験 日	試験・検査種目	試 験 会 場	合格 発表
第1次試験	平成27年10月17日(土) 午前8時30分から午後5時30分までのうち 人事委員会が指定する時間 (遅刻した場合は受験できません。)	体力試験 身体検査	松山工業高等学校	11月上旬
	平成27年10月18日(日) 午前9時から午後0時まで 受付時間:午前8時から午前8時45分 遅刻した場合は受験できません。	教 養 試 験	(松山市真砂町1番地)	第1次試験当日にお知らせします。
第2次試験	11月中旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。			12月上旬

体力試験及び身体検査の受付時間は、受験票に記載します。(「6 受験票の交付」参照)

愛媛県の合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、ホームページ上にも掲載します。

5 受験申込み

(1) 受験の申込みは、ホームページから「愛媛県採用試験受験申込システム」(以下「システム」という。)にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。

なお、受付期間は次のとおりです。

平成27年8月17日(月)午前8時30分から9月4日(金)午後5時15分まで

原則、郵送や持参による申込みは受け付けできませんが、インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合には、8月28日(金)までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください。(ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。)
- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問い合わせは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。)受け付けます。(必ず電話で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。)
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません。(受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合があるほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。)

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験票の交付

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛に「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。10月9日(金)までに電子メールが届かない場合には、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、**体力試験及び身体検査の受付時間など**記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が 署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官(女性)(高校卒程度)採用候補者名簿に記載されます。 この名簿は、原則として、平成28年4月以降の採用に対するものであり、その有効期間は、この名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。
- (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者(警察本部長)が選考を行い、決定します。したがって、**採用候補者名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません**。
- (3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、10箇月間初任教養を受けた後、県内各警察署に配置されます。
- (4) 警察官は、誰でも実力次第で昇任することができ、管区警察学校又は警察大学校に入校して、幹部としての教養を受ける機会が与えられます。

8 給与等

- (1) 初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として、短大卒程度で公安職給料表1級13 号給(現行給料月額181,300円)、高校卒程度で公安職給料表1級5号給(現行給料月額167,000円)が支給され、このほか該当者に対 しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
- (2) 勤務に必要な被服等が支給されます。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第27条第1項の規定に基づき、口頭で開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる顔写真付きの書類(学生証、運転免許証等)を持参の上、午前8時30分(合格発表当日のみ、午後1時)から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください。(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。)

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

開示請求できる人	開	示	内	容	開示期間	開示場	所
第 1 次試験不合格者	第1次試験の試験種目別得 (ただし、一定の基準に達 えて当該試験種目名又は検	しない試験種目又		については、順位に代	第1次試験 合格発表の日 から1月間	- 愛媛県人事名	F=4
第 2 次試験受験者	第1次試験の試験種目別得合計得点及び順位 (ただし、一定の基準に達えて当該試験種目名又は検	しない試験種目又			第2次試験 合格発表の日 から1月間	事務	局

10 問い合わせ先等

スポーツ加点申請書 提出 先 問い合わせ先	愛媛県人事委員会事務局 採用給与課 任用試験係 〒790 - 8570 松山市一番町四丁目 4番地 2 電話 089 - 912 - 2826 ホームページ http://www.pref.ehime.jp/employment/
-----------------------------------	--

愛媛県警察本部 警務課 〒790 - 8573 松山市南堀端町 2番地 2 電話 089 - 934 - 0110 内線2621・2623・2626・2627 フリーダイヤル 0120 - 204 - 724

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第8号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成27年7月10日

愛媛県公営企業管理者 俊 野 健 治

随意契約に係る物品等の 名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	随意契約の相手方 を決定した日	随意契約の相手方 の氏名及び住所	随意契約に係 る契約金額	入札公告日	随意契約にした理由
エキシマレーザ血管形成装 置 1式 (県立中央病院)	愛媛県公営企業管 理局総務課 愛媛県松山市一番 町四丁目4番地2	平成27年 6 月24日	株式会社シーメッ ク松山営業所 愛媛県松山市越智 三丁目4番22号	31 860 000円	平成27年 5 月 8 日	地方自治法施行令(昭和22年政 令第16号)第167条の2第1項 第8号の規定による。

|--|

○正 誤

平成27年4月1日付け第2659号外2愛媛県公営企業管理規程第3号(愛媛県公営企業組織規程等の一部を改正する管理規程)中

ページ	箇 所		誤		正
149	第1条 改正前欄 第5条表中 上から3段目	室長	室務を掌理し、部下職員を指揮監督する。	室長	室務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

平成27年 7 月10日 発行 711